

新たな負債整理資金債務保証の概要

1 保証対象資金

農業経営の継続維持に必要な借換資金

(1) 営農維持資金（災害資金及び農業経営負担軽減支援資金を除く。）

既存債務の返済に充てるための資金で地方公共団体の利子補給があり、かつ、次の要件に全て該当するもの

農業関連資金（農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金、営農維持資金、営農維持災害資金、農業経営負担軽減支援資金、畜産特別資金及び農業再生資金を除く。）を借り入れたために生じた債務の返済に充てるために必要な資金であること。

当該資金の貸付条件が現に借り入れている資金に係る貸付条件より有利なものであること。

当該資金の借入れに当たって、農業経営の維持継続を図るために必要な計画を作成していること。

の計画に基づき、当該資金を借入、かつ、農業経営の改善を図ることにより農業経営の維持継続が可能と見込まれること。

(2) 営農維持災害資金

営農維持資金のうち災害資金であって、かつ、地方公共団体が指定した災害により損害を受けたことの証明を地方公共団体の長から受けた者に貸し付けられるもの。前記(1)の～の要件にすべて該当するもの。

(3) 農業再生資金

公的な事業再生スキームによる既存債務の返済に充てるための資金で、次の要件に全て該当するもの。

農業関連資金((1)、(2)、農業経営負担軽減支援資金及び畜産特別資金を含む。農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金及び農業再生資金は含まない。)を借り入れたために生じた債務の返済に充てるために必要な資金であること。

当該資金の貸付条件が現に借り入れている資金に係る貸付条件より有利なものであること。

次のいずれかが該当するものであること。

イ．中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業に必要な資金。

ロ．再生競争力強化法第25条第2項に規定する認定事業再編計画に従って行われる事業再編のための措置に必要な資金、同法第27条第2項に規定する認定特定事業再編計画に従って行われる特定事業再編のための措置に必要な資金、同法第55条第1項の事業再生の計画に従って行われる事業再生に必要な資金又は同法第122条第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる中小企業承継事業再生に必要な資金。

2 保証の範囲

(1) 営農維持資金及び農業再生資金

保証の範囲は、100分の70とし次のとおりとする。

農業者等の負債比率が400パーセント以上の場合は、保証を行わないものとする。

前号の農業者等の負債比率は、農業者等が融資機関に対し本資金に係る債務保証委託申込を行う際に有する総負債残高をその者の最近3か年の平均売上高又は前年度の売上高のいずれか多い額で除して得た比率とする。

本資金に係る遅延損害金は、保証する債務の範囲としないものとする。

(2) 営農維持災害資金

100分の100以内とする。

3 保証料率、徴収方法

徴収方法	保証料率1 (有担保)	保証料率2 (無担保)
一括・分割	年0.86%	年1.06%

* 有担保（融資対象物件を除く。）又は第三者保証人を徴したときは、保証料率1（有担保）を適用する。
無担保又は融資対象物件を徴したときは、保証料率2（無担保）を適用する。

4 保証人及び担保

必要により担保及び保証人を徴求する。